

港区告示第二百八十六号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、高輪ビルマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和八年九月十六日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

高輪ビルマンション再生組合

二 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 再生前マンションの名称

高輪ビル

(二) 再生前マンションの敷地の区域

東京都港区高輪一丁目七百一番十及び同番三十七

三 再生後マンションの敷地の区域

東京都港区高輪一丁目七百一番十、同番三十七、同番四十五、同番二百二十三、同番二百二十七及び同番二百二十八

四 事業施行期間

令和六年十月七日から令和十五年八月三十日まで

五 事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目八番一号 赤坂インターシティAIR 二十階

六 設立認可の年月日

令和六年十月七日

七 組合の名称の変更の内容

(一) 変更前

高輪ビルマンション建替組合

(二) 変更後

高輪ビルマンション再生組合

八 組合の事業施行期間の変更の内容

(一) 変更前

令和六年十月七日から令和十二年十二月三十一日まで

(二) 変更後

令和六年十月七日から令和十五年八月三十日まで
定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和八年九月十六日